

郵送請求用

“消せるボールペン”や“鉛筆”は使用しないでください。使用していた場合には、請求書を再送していただきます。

戸籍証明書等請求書

港区長宛

申請日

年 月 日

請求する あなたの	住所 氏名	昼間連絡のつく電話番号 ()
--------------	----------	--------------------

※法令等により押印が必要な場合があります。(戸籍の附票を請求する場合で自署がない場合等)

必要な戸籍の本籍・筆頭者を記入してください。

必要な戸籍の本籍	港区
筆頭者の氏名	(戸籍のはじめに書かれている方)

請求者と戸籍に記載されている方との関係 ※☒を付けてください	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 直系尊属(父母、祖父母など) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子、孫など)
請求理由や使いみちは何ですか。具体的に記入してください。 ※☒を付けてください	<input type="checkbox"/> 年金の手続き⇒どの年金ですか？[老齢・遺族・障害・基金・未支給・企業・その他] <input type="checkbox"/> 相続関係(“〇〇の出生から死亡までの戸籍が必要”などのように詳しく記入してください) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> その他 ()	

どの証明書が必要ですか。必要な種類に☑を付けて、通数等を記入してください。

種類	手数料	通数	必要な方の氏名等
<input type="checkbox"/> 戸籍 全部事項証明書(謄本)	450円		個人事項証明書(抄本)の場合は、記載してほしい方を記入
<input type="checkbox"/> 戸籍 個人事項証明書(抄本)			
<input type="checkbox"/> 除籍 全部事項証明書(謄本)	750円		氏名:
<input type="checkbox"/> 除籍 個人事項証明書(抄本)			
<input type="checkbox"/> 改製原 戸籍〔謄本・抄本〕	750円		抄本の場合は、記載してほしい方を記入 氏名:
<input type="checkbox"/> 〔戸籍・除籍〕一部事項証明書	※1		記載してほしい方と記載してほしい事項を記入
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票〔全員・一部〕 →本籍と筆頭者の記載〔のせる・のせない〕 在外選挙人名簿登録の記載が必要であれば右に☒を付ける ☐	300円		一部の場合は、記載してほしい方を記入 氏名:
<input type="checkbox"/> 身分証明書 *本人以外の請求は本人からの委任状が必要	300円		記載してほしい方を記入 氏名: 生年月日:
<input type="checkbox"/> 独身証明書 *本人のみ請求可(代理人不可)	300円		

※1 必要な証明書によって金額が異なります。お電話でお問い合わせください。

【同封していただく物】

- 本人確認書類のコピー(個人番号カード(表面のみ)、運転免許証、在留カード等の顔写真付き身分証明書など)
 - 現住所が記載されていない場合は、現住所を確認できるものも同封してください。
- 返信用封筒(切手を貼って、住所・氏名を記入)
 - 住所は、請求者の住民票又は戸籍の附票に記載されている現住所にしてください。
 - お急ぎの場合は、速達にしてください。
- 手数料(郵便局の定額小為替)
 - 現金の場合は、現金書留でお送りください。ただし、お釣りは定額小為替でお返しすることになります。
- 請求理由、請求者と戸籍に記載されている方との関係を確認できる資料
 - 請求理由や使いみちを確認できる資料を同封してください。ただし、本人・配偶者・直系尊属・直系卑属が戸籍や戸籍の附票を請求する場合は通常不要です。
 - 代理人が請求する際は、本人からの委任状が必要です。身分証明書の場合は、配偶者・直系尊属・直系卑属であっても、本人からの委任状が必要です。

【請求書送付先・問い合わせ先】

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 港区 芝地区総合支所区民課 郵送担当
電話 03-3578-3111 (内線)3196~3199

通常、「請求する方」と「戸籍に記載されている方」との関係がわかる戸籍のコピーを同封していただきます。港区に存在する戸籍で

⑥プライバシーその他の不正手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。